
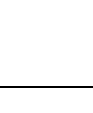
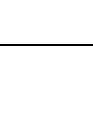




芽室町民のみなさま 新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援一覧 (12月25日現在)

種類	こんな場合に	制度の名称	制度内容	問合せ先	QRなど
相談	感染に対する不安	症状がある場合	「かかりつけ医」または「北海道新型コロナウイルス感染症健康相談センター」	☎0800-222-0018 (24時間対応・無料)	
	健康面やこころの不調がある	健康相談 ストレスチェック	担当への相談または セルフチェック(QRコードを読み込みます)	保健福祉課保健推進係 ☎62-9724	
給付金 など	ひとり親世帯	ひとり親世帯臨時特別給付金 (再支給分)	ひとり親世帯の子育て負担や収入減への支援として、臨時特別給付金を再支給。 1世帯5万円、第2子以降一人につき3万円 を支給。 前回の給付を受けていない方は申請が必要です。お問い合わせください。	子育て支援課児童係 ☎62-9733	
	感染・感染の疑いで無給や減給に	国民健康保険の傷病手当の支給	感染や感染が疑われたりして無給や減給になった場合に、傷病手当を受け取れる場合があります。	住民生活課国保医療係 ☎62-9723	
猶予・ 減免等 支援	納税が今は困難	町税	「徴収猶予」、「換価の猶予」が適用される場合があります。	税務課納税係 ☎62-9722	
	支払いが厳しい	国民健康保険税 後期高齢者医療保険料	一定の要件に該当する場合、「減免」が受けられる場合があります。	住民生活課国保医療係 ☎62-9723	
		公営住宅料	一定の要件に該当する場合、「減免」や「徴収猶予」が受けられる場合があります。	住民生活課公営住宅係 ☎62-9723	
		介護保険料	一定の要件に該当する場合、「減免」が受けられる場合があります。	保健福祉課介護保険係 ☎62-9724	
		保育料	一定の要件に該当する場合、「減免」が受けられる場合があります。	子育て支援課児童係 ☎62-9733	
国民年金	一定の要件に該当する場合、「免除」や「猶予」が受けられる場合があります。	住民生活課住民係 ☎62-9723			
貸付	生活資金に不安 生活福祉資金の貸付	緊急小口資金	主に休業された方等向けの貸付 20万円以内・1年以内で据置・据置終了後2年以内に償還・無利子	芽室町社会福祉協議会 生活支援係 ☎62-1616	
		総合支援資金 (生活支援費)	主に失業された方等向けの貸付 単身:月15万円以内、世帯:月20万円以内 3か月以内の貸付期間・1年以内で据置・据置終了後10年以内に償還・無利子・保証人不要		

町内事業者のみなさま 新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援一覧 (12月25日現在)

種類	こんな場合に	制度の名称	制度内容	問合せ先	QRなど
相談	経営が苦しい	経営や補助制度などの相談	経営相談や各種補助制度の相談	芽室町商工会 ☎62-2339	
融資・ 貸付	資金繰りを改善したい	セーフティネット 保障制度(経営安定関連保証・危機関連保証)	取引先の倒産や事業活動の制限、災害などにより経営の安定に支障が生じている中小企業者等について、信用保証協会が一般保証枠とは別枠で保証を行います。 制度の利用には、所在位置の市町村長の認定が必要です。	金融機関または、 商工観光課商工振興係 ☎62-9736	
		町の緊急対策融資 制度	受付期間を令和3年3月31日まで延長しています。 3月中のお申込みは、2月末までに北海道銀行芽室支店または、帯広信用金庫芽室支店にご相談ください。		
		北海道の融資制度	【無利子融資】「新型コロナウイルス感染症対応資金※」等を創設。融資金額 最大 6,000万円以内。据置最大5年間、一定の要件を満たした場合に3年間の実質無利子及び保証料の減免		北海道庁中小企業課 ☎011-204-5346
		日本政策金融公庫の融資 商工中金の危機対応融資	【無利子融資】 当初3年間実質無利子の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」などがあります。	日本政策金融公庫各支店 商工中金各支店	
助成金	雇用を維持したい	雇用調整助成金	一時休業等により労働者の雇用維持を図った場合、休業手当等の一部助成が受けられます。	ハローワーク帯広 ☎23-8296	
猶予	社会保険料等が払えない	厚生年金保険料等の納付猶予	厚生年金保険料、労働保険料等の納付の猶予が適用できる場合があります。	帯広年金事務所 ☎65-5000 北海道労働局	
北海道からの要請に基づく休業や、売上が前年から大幅に減少したなどに対する 国や北海道からの助成・支援・給付金等の制度は、それぞれご確認ください。				詳細はこちらの QRコードから ご覧ください。	

北海道の支援メニュー	納税が今は困難	道税	「徴収の猶予」や「申請による換価の猶予」が適用される場合があります。	十勝総合振興局課税課 ☎27-8533
	収入減で家賃が払えない	道営住宅の提供	雇用先からの解雇に伴い、現に居住している社宅などから退去を余儀なくされる方等に道営住宅を提供します。	十勝総合振興局建設指導課 ☎26-9050
	収入減で学費が払えない	高校生等奨学給付金 (道立高校・私立高校)	家計急変の世帯に対して、授業料等以外の教育に必要な経費を給付します。	道立:教育長高等教育課 ☎011-204-5760 私立:北海道庁学事課 ☎011-204-5066

北海道の支援メニューはこのほかにも様々な種類があります。
(相談支援メニュー・貸付・給付金・猶予・事業者向け等)

詳細はこちらの
QRコードから
ご覧ください。



芽室町役場は、12月31日から1月5日まで閉庁し、1月6日から業務を再開します。

また、あいあいにありました「保健福祉課」「子育て支援課」、中央公民館にありました「学校教育課」「社会教育課」は、新庁舎に移転しますので、
1月6日以降ご来庁の際は、新庁舎にお越しください。

なお、閉庁期間においても、健康や生活への不安で、急を要する場合には、
役場総合案内 ☎ 62-2611 まで、お問い合わせください。